

## 議案第20号

### 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県営ライフル射撃場）について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年9月11日

鳥取県知事 平井伸治

- 1 公の施設の名称 鳥取県営ライフル射撃場
- 2 指定管理者 倉吉市横田440番地7  
鳥取県ライフル射撃協会  
会長 戸田至
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 理由 ライフル射撃場の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、鳥取県ライフル射撃協会を指定管理者として指定しようとするものである。